

医療費控除を受けられる方へ（お知らせ）

「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。

裏面が「医療費控除の明細書」の様式となっていますので、ご利用ください。

「医療費の領収書」の添付は不要です。

領収書の添付は不要ですが、提示または提出を求める場合がありますので、申告期限から5年間ご自宅等で保存して下さい。

- ・医療費通知（医療費のお知らせ）を添付される場合は、その通知に記載のあるものについては「医療費控除の明細書」の記入を省略することができ、領収書は保存不要です。

医療費控除の対象となるもの

（代表的な例）

●医師等による診療費や治療費、処方箋により購入した医薬品●入院の対価として支払う食事代●通院や入院のための交通費●治療のためのマッサージ、鍼灸、柔道整復師の費用●治療や療養に必要な一般的な医薬品の購入費●子供の発育のための歯列矯正費●控除対象と記載された一定の施設/居宅サービス費●（※医師等による証明書が必要）義手・義足・松葉杖・義歯・補聴器・おむつ代

医療費控除の対象には含まれないもの

（代表的な例）

●入院時の身の回り品●個室を希望した差額ベッド代●通院等に使用した自家用車のガソリン代、駐車場代、タクシー代（※交通費）●予防接種やサプリメント等の購入費●日常生活を補うためのメガネ・コンタクトレンズ費用●人間ドック・健康診断等の費用（重大な疾病が見つかり、治療を受けることになった場合は控除の対象となります。）

「医療費通知」とは？

医療保険者（健康保険組合など）から送られてくる通知で、下記の内容が記載されています。

- ・組合員の氏名・医療を受けた年月
- ・医療を受けた人の氏名
- ・病院・薬局などの名称
- ・自己負担額・保険者の名称

医療費のお知らせ

被保険者氏名：明石 太郎 △△健康保険組合

受診年月	受診者名	病院名等	日数	医療費 総額	健保 負担額等	自己 負担額
〇年〇月	明石 太郎	〇〇医院	2日	300,000円	219,570円	80,430円
〇年〇月	明石 花子	□□歯科	2日	16,666円	11,666円	5,000円

「医療費控除の明細書」とは？

年間に支払った医療費について、定められた様式に申告者が下記の内容を記入するものです。

- ・医療を受けた人の氏名
- ・病院・薬局などの支払先の名称
- ・医療費の区分（※交通費）
- ・支払った金額
- ・保険などで補てんされる金額

年分 医療費控除の明細書

氏名 明石 太郎

医療を受けた人	病院名など	医療費の区分	支払額	補てん金
明石 太郎	〇〇医院	診療	80,430円	10,000円
〃	△△バス	その他	1,080円	
明石 花子	□□歯科	診療	5,000円	
合 計			86,510円	10,000円

※交通費とは？

公共交通機関の運賃、タクシーの運賃（電車やバスなどの公共交通機関が利用できる場合を除きます。）

添付又は提示が必要な書類

- 裏面の「医療費控除の明細書」（添付）
- 「医療費通知（原本）」、裏面の「1 医療費通知に関する事項」に記載したものに限りません。（添付）
- 次の費用について医療費控除の適用を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）
在宅介護費用証明書・おむつ使用証明書（医師発行分）・ストマ用装具使用証明書・温泉療養証明書など

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が創設されました。

この特例は、日頃から予防接種などで健康管理の取組を行い、自分や生計同一の家族のために対象となる市販薬（スイッチOTC医薬品）を購入した場合、年間の購入合計額から12,000円を差し引いた額を所得から控除します。（控除上限額88,000円）

※医療費控除と、この特例の両方を適用することはできませんのでご注意ください。

明石市ホームページで「医療費控除」と検索していただくと、セルフメディケーション税制用の様式などをご確認いただけます。
<https://www.city.akashi.lg.jp>

お問合せ先：明石市役所 市民税課 TEL 078-918-5013

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。